

『大養協論集』投稿規程

(2013年11月～)

1. 論集発行の目的

大学日本語教員養成課程研究協議会（以後、大養協）の会員に、日本語教員養成に関する研究、調査、教育実践の発表、及び、議論の場を提供することによって、会員相互の交流と本会の発展を促すことを目的とします。

2. 論集発行の時期

本論集は、年2回（3月末と10月末）の発行とします。

3. 論集の構成

基本的に、以下の5種類の原稿とします。

<特別寄稿>シンポジウム記録など必要に応じて設定されたテーマに沿った依頼原稿。

<投稿論文>以下の内容区分による。

①原著論文：研究・教育・調査などに関する学術的成果をまとめ、独創性・信頼性・有効性が高い論文。

②調査・実践報告：教員養成に関する独創性のある知見や方法などが客観的なプロセスを経て導き出されている調査・実践報告、或いは、論文までは研究が進んでいないが、その前段階として教育実践をある程度まとめたというようなもの。

<書評>数年以内に発行された新刊書の紹介。

<関連記事>大会案内、国内・国際学会の報告、会員の声、大養協活動報告など、会員に有用な情報や記事

<その他>会則、投稿規程、執筆要項、編集後記など。

4. 投稿の資格、及び、手続き

- (1) 投稿者は、大養協の個人会員でなければなりません。但し、特別寄稿の場合、その限りではありません。
- (2) 執筆者が複数の場合、そのうち1名は、大養協の会員でなければなりません。但し、特別寄稿の場合、その限りではありません。
- (3) 原稿の種類を標題の左肩に明記してください。
- (4) 他誌において査読中の論文は投稿できません。また、独創的な部分が未発表でなければなりません。
- (5) 他、投稿要領については別紙の通り。

<執筆要領 別紙>

1. 執筆要領

(1) 投稿論文には、①原著論文または②調査・実践報告の区分、タイトル（日本語・英語両方）、キーワード（日本語で5語以内）と本文のみを記し、氏名、所属は、以下の要領で別紙にまとめてください。その他の原稿は、下記の執筆要領の形式に則って執筆してください。

(2) 次の3点を送付してください。

① オリジナル原稿1部を、MSワード形式（doc形式またはdocx形式）またはMSワード文書と互換性のある形式で保存した電子ファイルをEメールに添付して事務局宛てに送付する。

② オリジナル原稿1部を、PDFファイル形式で保存した電子ファイルも送付する。（著者が意図したレイアウトを確認するために必要。）

③ 事務局からの連絡用に、投稿原稿とは別に、氏名、所属、連絡先住所、電話・FAX番号、Eメールアドレスを明記したものを別ファイルにて送付する。

(3) 原稿提出の締め切りは、7月末日（10月末発行）と12月末日（3月末発行）です。

(4) 原稿の形式：標題、氏名、所属、キーワード（日本語で5語以内）、本文、注、引用文献の順とします。標題、氏名、所属、キーワードの部分は1段組みとし、本文、注、引用文献は2段組みとします。

(5) 標題：和文および英文で書いてください。

(6) 執筆者名等：氏名・所属の順に記し、その下に氏名のローマ字表記、所属の英文名称を添えてください。

(7) 注および引用文献：注および引用文献は通し番号を付し、注には(1)、(2)…の番号を語の右肩につけてください。論文については著者、発行年、論文名、書名、掲載雑誌の巻・号、掲載頁を記してください。書籍の場合は、著者、発行年、書名、発行所の順とします。

(8) 原稿の形態：投稿原稿は原稿の種類を問わずワープロ原稿（A4判）とし、23字×40行を原則とします。図表などは、コンピュータ上で編集可能な形で提出してください。なお、編集上の都合により、提出された原稿のレイアウト、形式を変更することがあります。

2. 投稿論文の送付先

大学日本語教員養成課程研究協議会(大養協)事務局

Eメール：daiyojimu@gmail.com

3. 問い合わせ先

大学日本語教員養成課程研究協議会(大養協)事務局

Eメール：daiyojimu@gmail.com

<http://daiyokyo.com/>

4. 原稿の取扱い

(1) 採録原稿の著作権および出版権は、大養協に帰属するものとします。

(2) 掲載論文は論集で掲載されます。論集は大養協ホームページにてオンライン版で発行します。

(3) 掲載論文等を他の出版物に転載したり、インターネットで公開する場合は、その原稿が大養協の論集に掲載されたものであることを明示してください。また、事前に事務局にご連絡をお願いします。

(4) 投稿論文は、担当編集委員・査読委員の審査に基づき、編集委員会で採否の決定を行い

ます。

(5) 投稿原稿は返却しません。

(6) 特別寄稿は，必要に応じて編集委員会が依頼するものとします。

2013年11月改訂